

C 主要史料

(○番号は、「B詳細情報」の触・布達データベースと対応)

●史料1 『藤田文庫 奈良雜稿』

元林院

明治三年六月一日寄席揚弓屋開業許可アリ五年遊廓芸妓置屋業開ク許可ヲ得テ後娼妓ヲモ置ク但シ五年ノ夏若クハ秋ナラン大乘院□□明治五年初午ニ付木辻芸妓舞子ニ参詣ヲ許ス委細ハ大乘院記ニ書ク然ルニ元林院ノ名ナシ故ニ其以後ナリシコト明ナリ 最初ノ開業セシハ
五年ニハ 揚霞楼 金波楼 春日野 大与宗 錦屋
六年ニハ 可笑亭 明秀館 万玉楼

●史料2 『奈良曝』卷一(貞享四年(一六八七) 洛南書房西村嘯月 奈良県立図書館蔵)

書情報館蔵)

(前略) 古き京の残れる跡春日興福東大或ハ榮行今の寺社名師名匠諸職商店町々の堅横ヲ書あつめしにより奈良曝とし(34)かいふ(中略)

元林院 絵や町とひとつにして町役二六軒 餅飯殿町四の室の辻子より南の方

ニひかしへ上ル町

絵屋町 此町に仏絵師あり 元林院町のひがしの辻より北へ出る町此町を北へ

ゆけば樽井町へ出る

(中略)

鳴川町 傾城町なり白山辻子共二町役二五軒 此町ニ上屋六軒くつわ四軒あり

花園町のにし高御門町の南町なり此所も豊成卿の屋敷の内成しに夏にもなれば

蛙の群り居りてかしましく啼けるを豊成卿難(つむ)義に思召小塔院に住給ひし

護命僧正へ歎きかたらせ給へば僧正きこしめし御心安かれとふうじさせ給ひし

より今ニ至るまで鳴事なし則此町の安養寺と云ハ豊成卿の住給ひり跡を寺とな

すよしいひ伝ふる

木辻町 上郎町 町役廿軒 此町ニ上屋七軒くつわ七軒有此所も花園とおなしく

豊成卿の花園の内にて名木有し跡なり又異名に入て山せうにあらす出てこせう

にあらす唯夕顔をのそむによりてひょうたん町共いふ

瓦堂町 木辻組の内町役 木辻組の内町役十八軒 鳴川町の南町
京終町 木辻組の内町役三十六軒 百姓方かはら堂町の南町なり
籠ノ坂町 此所いにしへ籠の有しあとなり
綿町 木辻組のうち 京終百姓町の西の辻より北へ入町なり
八軒町 木辻組の内 家軒八軒あり
浄言寺町 木辻組の内 此町ニ上屋老軒有綿町の北の丁いにしへ浄言寺といひし
寺のあとなり
十三軒町 木辻組のうち
五軒町 木辻組のうち
(後略)

●史料3 『奈良曝』卷四(貞享四年(一六八七) 洛南書房西村嘯月 奈良県立図書館蔵)

書情報館蔵)

(前略) くつわの分

なる川町 西かわ北のはし

同町 東がわ

同町 西がわ

木辻町 北がわ

同町 同

同町 南がわ

同町 同

同町 同

上屋の分 小あけやともに

木辻町 北がわ

同町 同

同町 同

同町 同

なる川町 東がわ

同町 同

池田屋四郎兵衛

同 権四郎

中屋平兵衛

半四郎後家

上橋嘉兵衛

清兵衛後家

庄兵衛

三郎兵衛

河内屋太郎介

山形屋太兵衛

綿屋長兵衛

同 六介

三吉屋太右衛門

平野屋七兵衛

泉屋喜兵衛

同町 西がわ つるや喜七郎
 同町 東がわ 六兵衛
 同町 同 紙屋忠介
 浄言寺町 東がわ 越前屋権之丞

●史料4 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p30
 寛文七年六月

一五日日市太夫様・次郎右衛門様 加兵衛
 京終村庄屋甚右衛門参候而申上候ハ、木辻町けいせい共池つゞみ毎日すゞみ二出

申候、就夫郡山ノ者共参、自然嘸喧（ウヤ）など仕事も御座候存候故御断申上候故、惣年寄宗陳・九郎兵へ御当番中より被仰付候而、惣年寄判所ニ而寄合御座候、木辻町へ右之通御相談ノ上ニ而、町代加兵衛・理介兩人ニ被仰付木辻町へ参候、けいせい共二池つゞみへ以来出候事堅無用可仕候と申渡候、則町之年寄・月行司其外町中へも申渡候、

●史料5 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p39
 寛文八年三月
 一廿五日日市太夫様・江左衛門様 又兵衛

夜前木辻町半兵衛つほねニ而大安寺村四郎兵衛と申者、よし川と申はし（ウヤ）けいせいを指しころし可申と致少（ウヤ）けいせい手負申候、右之六蔵も自害仕当分しに候へとも、夜ル九つ過よりいき仕候二付、右之通木辻町年寄・月行司申来候、次郎右衛門様御当番ニ而御座候故、申上候へハ、市太夫様可申候、御申被成候間、市太夫様右之段被申上候、被仰上候へハ、明朝早々より檢使被遣候間、先町中ニ番付可申被仰付候、江左衛門様御檢使ニ御座候、けいせい・六蔵兩人口書被成候而御歸り被成候、右之六蔵後刻しに申候よし町中より申来候、

●史料6 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p180
 寛文九年四月

同（曇） 弥次兵衛
 一廿三日金右衛門様
 木辻町年寄・月行司参候而申上候ハ、安右衛門と申者ノけいせいさほのと申女、もしほと申女兩人高島辺へ参候而出申候か、道ニ而もしほ二手をおふせ、ぬしさほのも自害仕候、（ウヤ）檢使ニ金右衛門様・御同心一人・理介参候、様子右兩人者へ御尋被成、明日口書仕早々持参可仕より被仰付候、

●史料7 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p180
 寛文九年四月

天気吉 加兵衛
 一廿五日六太夫様
 木辻ノじがい人ノおやかた・親参候、何と申分も無之候、併三日爰元ニ而養生致させ度候由候間、御断申上候由年寄兩人参申上候、御兩人被仰候ハ、其段ハあいたいニ可仕候、さりながら手形取置候様ニと被仰付候、

●史料8 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p184
 寛文九年五月
 天気吉 又兵衛
 一七日次郎右衛門様
 （中略）

一同日木辻町平兵衛・安右衛門参申上候ハ、先月廿三日ニ自害仕候傾城さほのと申女、昨日大坂親方より迎ニ参相渡し手形いたさせ申候由申上候、

●史料9 『奈良奉行所記録』（大宮守友編、一九九五年、清文堂）p202
 寛文九年十月

雨天 弥次兵衛
 一廿四日江左衛門様

加州金沢者として女二人伊勢へ参宮仕、高野より当所興福寺ヲ参詣仕候由、早朝罷出候所ニ、大門ノ前ニ而かたりニあひ〇国本御奉行所より被下候手判とられ候由訴詔仕候、左候へハ非人共ニ右之様子物語候所ニ、右北市村ニ居申候藤藏申者只今ノらニ成、此辺ニ居申候由申ニ付、其者とらゑ来り候へと御申被成候故、則非人共とらへ来りあかりやニとめ被置候、

●史料10 『奈良奉行所記録』(大宮守友編、一九九五年、清文堂) p207

寛文九年閏十月

天氣吉

一廿日市太夫様

又兵衛

木辻町安右衛門参御内証御窺申上候ハ、先日御訴詔申上候るすんと申傾城者もの(貴)もらい申度旨申候間、遣し申度候由申上候、御与力中御寄被仰渡候者、先日傾城参候様子日帳ニ御付置被成候故、只今別義なく候間、とらせ可申由、御指凶ハ難成候間、御登り被成候而御断可申上由被仰付候、

●史料11 『奈良奉行所記録』(大宮守友編、一九九五年、清文堂) p214

寛文九年十二月

同(天氣吉)

一十一日六太夫様

加兵衛

木辻町安右衛門・平兵衛参申上候ハ、安右衛門傾城るすんと申女もらい申度と申者御座候間、とらせ申度由申上候、鍋屋町たゝみや庄三郎と申候、重而御用御座候ハ、女召連可参候由申上候、左様ニ候ハ、菟角も可仕由被仰付候、

●史料12 『奈良奉行所記録』(大宮守友編、一九九五年、清文堂) p214

寛文九年十二月

同断(天氣)

一廿三日太郎右衛門様

(前略)

(貼紙)

一 指上ケ申一札之事

一瓦堂町東かわ北ノ門きわニ町之番屋雪隠御座候か、夜前五つ時分ニ少ふすほり申候ニ付、町人共見付其儘もミけし申候、色々詮儀仕候へ共火付道具も無御坐、其上何之覚も無御坐候、隣町ハ木辻と申傾城町ニ而御座候か、左様之所へ参候徒者、たハこの火などはさみ置申かと存候より外ニ別ニ存寄も無御坐候、自然火付之者町内ニ存、隠置脇より後日にてても知レ申候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候、自今以後火用心之義無油断相勤可申候、為後日之手形如此御座候、以上、

寛文十年戊三月廿一日

瓦堂町年寄

弥平次

御与力

弥十郎

御当番様

町人

弥次兵衛

●史料13 『奈良奉行所記録』(大宮守友編、一九九五年、清文堂) p290

寛文十年十二月

天氣風吹雪少ふる

一二日三郎兵衛様

弥次兵衛

一木辻町年寄庄三郎・三郎兵衛へ、月行司加兵へ并次郎左衛門参申上候ハ、次郎左衛門傾城ニ葛城と申者ヲ、平郡郡福貴村又左衛門子勘兵衛と申もの、葛城を在所へつれ参度申ニ付、慥ニ存先月廿九日ニ遣し候処ニ、昨朔日ニ又左衛門方より人越申、勘兵へ・葛城自害仕相果申由申参候ニ付、次郎左衛門并町之者共福貴村へ参様子見届候へハ、葛城ヲころし勘兵へハ自害仕る申候、両方合点ニ而相果候上ハ、少も申分無御坐候、死骸被下取置申度候間被仰付候下候ハ、難有可奉存と

申上候、被仰出候ハ、両方合点ニ而相果少も申分無之上ハ、死骸早々取置可申候、右之段之口書仕差上ケ可申由被仰、則口上書指上ケ申候、五味藤九郎殿より

福貴村へ見分ニ被遣候間、其檢使へ相断取置可申由被仰付候、

●史料14 『天保九戌年より安政六未年迄 隠売女御答の記 並寛政元酉年之御触』

（京大附属図書館蔵 奈良奉行所与力橋本家文書 ㊦）

寛政元酉年八月三日和州寺社在町江御触
都而在方ニ有之売女古来より

御免又者年久敷領主承届置候者格別、隠売女ハ堅く差置申間敷処、近来猥りニ
相成、処々ニ売女躰之者差置候段、相聞候右ニ付をのつから村方風俗茂不宜、
農事ニ怠候間近郷迄衰微ニ及ひ、離散之ものも出来致し、且不宜ものも立入候
儀ニ候間、自今隠売女一切差出申間敷候、若隠置外より相預候ハ、其所役人
共迄詮議之上急度御仕置可被

仰付候、此旨御料者其所之奉行御代官、私領者領主地頭より寺社領迄不洩様、
嚴敷可被申付候、領主御代官等ニ而も、無油断心付、此上若隠置候もの有之候
ハ、早速召捕可被申候、尤新規ニ売女商売体之儀承届不申、古来より有来候
分茂成丈減候様可被□□候
右之趣可被相触候

天保九年戌年正月廿一日

申渡

（中略）

長吏預 半田横町番人とわ娘 よし 十七

小屋下預 出所奈良下清水町

無宿 つゆ 廿一

其方共儀、困窮ニ而難取続候由、如何様ニも稼方可有之処、宿相頼又ハ家内ニ而
隠売女躰之儀いたし候段、不埒ニ付、つゆ儀ハ手錠小屋下預、よし儀ハ番人娘之
儀ニ付、長吏共江引渡相当之答可申付旨申渡候条、可得其意候

前段之通申渡よし引渡遣候条、相当之答可申付候

長吏惣代 治兵衛

申渡

町預ケ 北向町 利兵衛 六十
其方儀、雇人とら外方江罷出、隠売女躰之儀いたし候を、乍内其儘差置候段、不
束ニ付急度叱り置町預ケ差免候条、以来心得違無之様可致候

町預ケ 南市町 杯手口所 むめ 四十一
其方儀、傾城奉公いたし候夫之姪式人罷越滞留中今御門町忠助方江酌女ニ貸遣し、
既密と相馴深候次第ニ成行候段不束ニ付、急度叱り置町預ケ差免候条、以来心得
違無之様可致候

其方儀、前書むめ方ニ滞留罷在候同人夫之姪を酌女ニ相雇既密と相馴深く次第ニ
成行候不束ニ付、叱り置、以来心得違無之様可致候

申渡

木辻町

傾城屋

揚屋 惣代

茶屋

市右衛門

善之助

亀吉

市中并在方において隠売女躰之儀有之候付、其方共家業差支候旨願出候付、今般吟
味之上夫之答申付候条、此段可御承知候

（中略）

天保十三寅年七月八日附ヲ以所司代牧野備前守 殿江進達

隠売女等之儀ニ付伺書

池田播磨守

市中又は端々之内、売女渡世いたし候者之儀ニ付、於江戸表吉原町之外は、隠売
女ニ付此度御改革之御趣意を以不殘御取払、品川千住四谷板橋宿之儀は、道中方
定之通、被仰付候儀ニ付、京地之分も前々より売女御免之外は、不殘取払可被仰
付処、右之内宿駅等ニ類し候場所之分ハ、得と取締相立候上、是迄之通被居置候
方ニも可有御座候間、取調委細申上候様可仕旨、町奉行へ御達、尤私支配も同様
之事ニ候間、右之趣可被仰渡旨御尤中方より被仰越候段、御書付を以被仰渡候付

取調候処、私支配之儀当地木辻町之外は隠売女二付、右紛敷渡世いたし候もの無

之様先役共手限二而度々触書差出、右之内ニは是迄吟味之上咎等申付候分も有之

弥以隠売女ハ勿論紛敷渡世いたし候もの無御座様町方へ触書差出不絶遣詮索候

ハ、不取締成儀も無御座哉と奉存候、右之外私支配所内宿駅等二類し候場所ニ、

売女渡世いたし候向無御座候、依之触書案迄通入御覽此段奉伺候以上

寅七月八日

池田播磨守

触書案

傾城町之外は、隠売女二付製禁之儀、先年より度々触書差出右紛敷渡世いたし候

ものは、是迄吟味之上態度申付候事ニ有之、此度諸事御改革之折柄、風俗ニ抱り

候間弥以隠売女は勿論紛敷渡世いたし申間敷候、若不相守ことの有之候ハ、厳

格ニ御仕置申付地主ハ武士地寺社門前町地之無差別、其地面ハ永代被 召上家主

所役人も可被敷敷科候間、兼而其旨を可存候

右之趣、町中へ不洩様可触知もの也

寅 月 日

(後略)

●史料 15

① 『御触書 明治三年五月調』(奈良県立図書館 藤田文庫 貴重書庫 24-5-3)

公事訴訟並請願向二付郷宿へ滯為罷在候もの共往々困女又娼妓ニ紛敷ものを呼入

内々之事二而も可相慎筈之処無其義?間ニ者公然と酒宴ケ敷義□□候ものも有之

哉ニ相聞候不相濟事ニ候元来公事訴訟等義ニ付罷出候もの共者格別御上ニ御苦勞

相掛ケ候義ニ付別而何事も可相慎之処右様之義有之候而者大ニ心得違之事ニ候条

已来急度相心得可申候万一不所業之もの於有之者咎可申付もの也

右之通市中へ相達候条郷宿者勿論其他公事訴訟人共止宿為致居候もの共者御趣素

之程厚相並心得違無之様可致もの也

十月十日

奈良県

右之通被仰出候間組々行届候様可被致進達候事

十月十日

市中御用掛
月手伝

中年寄

●史料 16

② 『御触書 明治三年五月調』(奈良県立図書館 藤田文庫 貴重書庫 24-5-3)

御達書写

一市中巡羅^{マヤ}之節旅人取調方之儀北向寄ハ押上町会所代り中

向寄ハ駆通所南向寄ハ木辻町会所ニ而旅籠屋毎ニ止宿有無届出居候処中ニハ等

閑之ヶ所も有之届候迎市中数在之旅籠屋一軒毎ニ取調難行届依而依頼曲方宿之

向寄ニ而月

番申合月番ニテ一体之止宿有無承り置巡羅^{マヤ}之者ハ月番之

もの方へ立寄取調可申事

一木辻町元林院町遊所へ罷越居候ものは其町ニ役人より取調書面可差出候事

但シ一々名前書ニ召出し候而ハ情実迷惑之義も可有之ニ付是迄見知居候ものハ

格別其地帯刀人ハ勿論初而之者ハ農者とも一々名前承り木辻丁ハ会所へ元林院

町ハ向寄駆通所へ町役人ヨリ申出候事

(中略)

辛未二月 奈良県

右之通御達シニ相成候條此段不洩様可相触もの也

奈良県

二月十日 庶務局

右之通被 仰出候間組町々末々迄相達可被申候以上

明治四辛未年二月十二日 市中大年寄

同 中年寄

右之通被仰出候間組々より請書可差出様被仰付候間別紙受書帳価へ調印可被成

下候 二月十二日

組惣代 阿字万字町

●史料 17

③ 『日新新聞』第二号 明治五年(一八七二)五月 〇五月十六日夜二字頃、奈良元林院町大庄下云妓楼ヨリ出火シテ、今御門・市町

二町へ延焼 一時斗二戸数廿九戸ヲ焼失シタリ、從來奈良ノ地火災ノ少ナキ土地ニテ消防ノ設ハ甚タ手薄ク、其周章失措謂方ナシ、実ニ憫然ノアリサマナリ、(後略)

●史料 18 ④ 『布告留 壬申六月』 (奈良県立図書館 1-150-74)

明治五年第四十六号

是迄市中中隠シ売女体之所業ヲ致シ候者共モ有之哉ニ相聞ヘ右者畢竟戸長副戸長共不取締ヨリ相起リ候事ニ而人ノ子弟ヲシテ放逸ニ至ラシメ以之外ノ事ニ候自今右体之所業不相成候条此旨屹度相心得申是迄右等之所業致居候者共速ニ改心可致ハ勿論以來右様之所業致候者於有之ハ嚴重可及詮議候条小前未々迄心得違無之様可致此段相達候事

壬申六月

奈良県

●史料 19 ⑤ 『布告留 壬申六月』 (奈良県立図書館 1-150-74)

第四百号

市在ニ於テ酌取杯ト称シ隠売女体之所業有之趣ニ付去ル六月中及布告嚴禁致シ候処今以不心得ノ者有之淫リケ間敷振舞致シ候哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ事ニ候人倫ニ於テ有間敷弊習ニ付以來右体之者共ハ見聞次第召捕嚴重咎メ申付候条父兄親族能々相心得正副戸長ニ於而モ平常急度取締可致此段相達者也

壬申九月

奈良県

●史料 20 ⑥ 『布告留 壬申六月』 (奈良県立図書館 1-150-74)

第二百三号

酌取女并遊女飯盛女等之人員届出冥加金上納仕来候向者聞届置可申候得共無届無税之向者屹度差止候就而ハ向後左書之通可相心得事

- 一 新規營業之儀者自今不相成候事
- 一 在来人員之外新規召抱或ハ死亡改業之跡為補更ニ別人抱入之儀一切不相成候向後減員之節ハ屹度可届出候事
- 一 冥加上納之儀ハ是迄之通可相心得事
- 一 在来召抱之人員名前取調当月月廿五日限り無遅ニ可差出事
- 右之趣管内無洩相達もの也

十月

奈良県

●史料 21 ⑦ 『御用留』 (五條市五條文化博物館寄託柏田家文書 明治五年) : 井岡論文P.5より

今般娼妓芸妓飯盛等年季奉公解放候ニ付而者、京都大坂之如き輻輳之地ハ格別之事に候得共、於当国木辻町之外ハ素より外商業ヲ專ラトシ傍ニ飯盛女等抱候様場所而巳ニ有之候ニ付、断然相廢止シ可申筈ニ候処、從來右様渡世之者共活計之道ニも差響候哉ニ付、更ニ別紙之通改正申付候条心得無之様此段相達もの也

壬申十一月 日

●史料 22 ⑧ 『日新記聞』第十八号 明治六年一月三十一日 (奈良県同和問題関係史料センター史料集)

布令

今般遊女・芸妓・飯盛等年季奉公解放候ニ付、新規渡世致度者心得書ヲ以從來渡世有之、市村エ去ルニ日相達置候処詮議之次第モ有之候ニ付更ニ左之通改正候条、此段可相心得事

一 従前渡世ノ場所ニテ五軒ニ不滿場所ハ一切相廢シ、六軒以上十軒迄相集候場所ハ一社ヲ設ケ、十一軒ヨリ十五軒迄ハ二社、十六軒以上二十軒迄ハ三社ヲ許ベク候、是迄渡世ノ者共篤ト申合、社中ヲ設ケ、席賃渡世願出候ハ、可差許候条、木辻町・元林院町其他従前仕来ノ処ヲ限り、右之心得ヲ以テ当十一月廿日迄可願出、取調ノ上鑑札可相渡事
但、二十軒以上右ニ準ズベキ事

一抱主ノ手ヲ離レ候上迅速復籍可致之処、即今行先無之其儘自分渡世致度者ハ更ニ其社へ寄留ノ上渡世願出候ハ、詮議ノ上差許鑑札可相渡事
一席貸揚ゲ代ノ義ハ当人ト客トノ相對ヲ以可取極、尤其時ニヨリ増減有之候得共一切際限無之事

但、客ノ誘ニヨリ他行候其他所ニ於テ宿泊ハ勿論、社中ノ外他ノ坐席ニ於テ歌舞音曲等一切不相成、且席料ノ義ハ其日限可請取、尤客ノ好ニヨリ酒肴差出候義ハ可為勝手候条、右ニ就勘定并故障等訴出候共不取上候事

一従前ノ一家ニテ坐席間狭ニ候ハ、兩隣其外相對ヲ以合併致候義ハ不苦、尤出入口等ハ老ケ所ニ限り候事

一免許鑑札所持無之遊女等へ席貸渡候義ハ決テ不相成、尤遊女等モ社中ノ外へ立寄宿泊等不相成候事

一娼妓・芸妓共其身老人ノ揚代ヲ以テ一家ノ活計相立候義ハ有之間敷事ニ付、家族年齢并當時商売或ハ元商売等詳細可届出事

右之趣相達候条遊女等渡世ノ者へ懇ニ可触知者也、
壬申十一月 奈良県令四条隆平

右一般遊女解放被 仰出候ニ付テハ衆庶目ヲ拭、愈皇沢ノ溥洽ヲ仰ギシニ、不日シテ死灰復燃へ遺憾ナシトセズ殊ニ当国ノ如ハ京坂輻湊ノ地トハ異ニシテ素ヨリ他ニ営業モ可有之、断然廢セラレベキ筈ナレトモ斯ル浮業ノ者卒然業ヲ失ヒ前途ニ苦ム必定ニツキ、一時己ヲ得ザルヨリ權宜ノ御改正ニナリタルナラン、尤御布令ノ文ヲ熟察スルニ停メスシテ自ラ止マシムルノ微意其中ニ在リ、右営業ノ者此御改正ニ依テ不朽ノ業ト思ハ、畜ニ其方向ヲ誤マルノミナラス、マタ県庁ノ深意ニ悖ルトイハシ、

●史料 23 ⑨ 『日新記聞』第十八号 明治六年一月 (奈良県同和問題関係史料センター史料集)

○奈良県管下山辺郡丹波市村屋根屋某ナル者從來売婦ヲ抱へ活計トセシカ、時々旧知ノ者諷諭ヲ加フレトモトカク因循決セザリシガ、今般売女解放ノ御布令豁然ト開悟シ、一日饌ヲ設ケテ抱女ヲ饗シ、年来汝等ニ頼リテロヲ酬セシカ即今ノ御盛典ニテ深く既往ノ非ヲ悔ユ、何ソ必シモ頭ヲ転シ面ヲ換ヘテ其非ヲ遂ケンヤト尽ク証文ヲ附シ、遠路ノモノハ多少ノ路費ヲ与テ親元エカヘシタリ

●史料 24 ⑩ 『管内布告 明治五年』 (奈良県立図書館報 175-32)

第三十一号

隠売女体之所業致シ候者有之候而者大ニ風俗ヲ害候ニ付既ニ壬申六月四十六号ヲ以テ相達候趣モ有之候処旅館屋料理屋等ニ於テ間々数人ノ女子ヲ抱置其名ハ下婢雇人ニシテ其実ハ右等之所業致候者モ有之哉ニ相聞候条今後心得違之者於有之ハ悉ク至当之処分可致其時ニ至リ悔悟候共無詮之事ニ候間此旨厳重相達候事

明治八年一

奈良県令藤井千尋

●史料 25 ⑪ 『管内布告 明治五年』 (奈良県立図書館報 175-32)

第二十二号

今般淫売罰則別紙之通相定候条精々犯則之者無之様説諭可致若不相用犯ス者於有之而者速ニ警察出張所へ可申出此旨相達候事

明治九年二月二十日

奈良県権令藤井千尋

別紙

売淫罰則

第一条 凡ソ許可ヲ得スシテ売淫ヲ為シ及ヒ媒合容止スル者初犯ハ拾円以内再犯以上ハ式拾円以内窩主初犯ハ拾五円以内再犯以上ハ三拾円以内ノ罰金ヲ科ス但シ父母等ノ指令ヲナス者ハ其罰ヲ指令者ニ科ス

第二条 若シ無力ニシテ罰金ヲ徴収ス可カラサル売淫者及ヒ媒合容止初犯ハ二ヶ月以内再犯以上ハ五ヶ月以内

窩主初犯ハ三ヶ月以内再犯以上六ヶ月以内ノ管使ニ処ス

第三条 寄留ノ者売淫ノ罰ニ処セシトキハ其親戚又ハ雇主或ハ請人所役人等工責付シ本籍工送還セシムルコトアル可シ

●史料 26 (12) 『県甲乙番外並和号及番外 明治十年』 (奈良県立図書館
I-M10-11)

県甲第七拾七号

明治九年県甲第八号売淫取締規則并純粹芸妓ヲ廢シ物ヲ売妓ト改称シ売妓及ビ
席貸取締規則并罰則別冊之通定本年十二月一日ヨリ施行候條此旨布達候事

明治十年十月九日

堺県

第一章

売淫並売妓席貸業取締規則

第一条 売妓ヲナサント欲スルモノハ其事故ヲ記載シ父兄(父兄無之者ハ親族二名
以上連印シ該区戸長ノ奥書シタル願書ヲ以テ所轄警保課ヘ願出ツベシ

但シ其年限ハ滿二年ヨリ多カル可カラズ

第二条 席貸ヲ營業セント欲スルモノハ其畳数ヲ記載シ該区戸長ノ奥印ヲ受ケ前
同課ヘ願出ヘシ

第三条 売妓并席貸業トモ和泉国ハ堺四ツ橋内乳守貝塚河内国ハ枚方大和国ハ奈
良元林院町木辻町郡山岡町洞泉寺町總テ八ヶ所ノ外ハ之ヲ許サス

第四条 売妓并席貸業トモ諸願伺届等ハ總テ正副ニ通差出スヘシ

第五条 売妓并席貸業ノ者ヘハ雜稅掛リニテ鑑札ヲ付与スベシ

第六条 売妓^滿當十二年以下ノ者ハ鑑札ヲ付与セス

第七条 売妓并席貸業ノ者人ニ鑑札ヲ貸渡スコトヲ許サス

第八条 売妓ハ梅毒検査所ニ於テ梅毒検査ノ規則ニ從ヒ検査ヲ受クベシ

第九条 売妓并席貸業ノ者^滿轉籍(てんせき・ところがへ)死亡等ノ節ハ五日以内ニ
届ケ出ベシ

第十条 売妓ノ外婦女ニシテ席貸業ノ宅舍ノ客席ニ於テ歌舞音曲ヲナスヲ許ルサ
ス

第十一条 売妓并席貸業ノ者毎月二八日限左ノ通賦金ヲ雜稅掛ヘ完納スベシ
但事故アツテ鑑札ヲ返納シ及營業差止

タルモノハ其日数ヲ通算シ日割ヲ以テ

除稅スベシ

市中売妓貳円

市中席貸 五拾圓以上貳円

五拾圓以下壹円五十錢

郡中ハ市中ノ半額ヲ以テス

第十二条 八ヶ所共席貸業ノ者ヲ人撰シテ取締役トナシ一ヶ所ニ三人乃至五人ヲ
置ク

第十三条 取締役ハ廓中一切ノ庶務ヲ担当シ偏頗ノ取計アル可カラズ諸願伺届等
ニ總テ奥印スベシ

第十四条 取締役ハ毎月売妓席貸業ノ異動増減ヲ翌月三日限届ケ出ヘシ

第十五条 取締役ハ管内ニ於テ隱売淫ヲナス者アルヲ見聞スルトキハ直ニ其筋ヘ
届ケ出ベシ

第十六条 売妓并席貸業トモ不良ノ徒潜伏スル乎又ハ金錢ノ遣ヒ方等不審ノ者ハ
逃走セザル様注意シ直チニ警察本分署又ハ巡查ヘ密カニ報告スヘシ時
宜ニヨリ賞金ヲ与フベシ

第二章

罰則

第一条 公許ヲ經ズシテ売淫スル者ハ二拾五円以内ノ罰金ヲ科ス

第二条 第一条ノ媒合容止スル者ハ貳拾円以内ノ罰金ヲ科ス

第三条 第一条ノ窩主ハ三拾円以内ノ罰金ヲ科ス

第四条 売妓有毒ニシテ鑑札取揚ケ療養中尙ホ売淫ヲナス者及ヒ媒合容止共三拾
円以内ノ罰金ヲ科シ再ヒ売妓トナルコトヲ許サズ

第五条 売妓免許地ノ外ニ出テ売淫スル者ハ拾円以内ノ罰金ヲ科ス

第六条 売妓并席貸業取締規則中ニ掲載アル条々ヲ犯ス者ハ三拾円以内ノ罰金ヲ
科ス

第七条 犯則ノ者責付中逃走シ又ハ行歩スル者ハ本科ノ外拾円以内ノ罰金ヲ科ス

第八条 保管人犯則者ノ逃走及ヒ行歩スルヲ覺ラザル者ハ五円以内ノ罰金ヲ科シ
故縱スル者ハ犯人ト同科ニ処ス

第九条 凡隱売淫ノ再犯ハ五ヶ月以内三犯以上ハ六ヶ月以内ノ懲戒ニ処ス

第十条 売妓ノ鑑札ヲ借り受クル者ハ仮令売妓ヲナサズト雖モ第一条同ジク論
ズ

第十一条 無鑑札及ヒ鑑札ヲ借受ケ席貸ヲ營業スル者ハ第二条同シク論ズ

第十二条 第一条ノ如キ者父母等ノ指令ヲ受ルトキハ罰ヲ其指令者ニ科ス

第十三条 罰金ヲ徴収スベキ者無力ニシテ完納シ能ハザルトキハ左ノ通懲戒ニ処
ス

- 五円以下 一ヶ月
 - 十円以下 二ヶ月
 - 十五円以下 三ヶ月
 - 二十円以下 四ヶ月
 - 二十五円以下 五ヶ月
 - 三十円以下 六ヶ月
- 第十四条 凡懲戒ニ処スルモノ年七十以上十五以下及ヒ癡篤疾ニシテ使役ニ耐ヘザル者ハ其罰金ヲ折半シテ追徴ス若シ完納シ能ハサル者ハ日数ヲ折半シテ拘留ス
- 第十五条 同上ノ者祖父母父母年七十以上及ヒ癡篤疾ニシテ家ニ侍養ノ子孫ナキ者ハ新属隣佑ニ責令シ逐次罰金ヲ追徴シ金額ノ満ルヲ待ツテ釈放ス

●史料 27 (13) 『明治十年 県甲乙番外並和号及番外』 (奈良県立図書館 1-M10-31)

県甲第八号
密売淫取締規則今般別冊之通本月廿日ヨリ施行候条此旨布達候事
明治十年十二月十五日 堺県

密売淫取締規則

- 第一条 凡婦女ニシテ売淫スル者ハ式拾五円以内ノ罰金ヲ科ス媒合容止スル者モ亦同ジ父母若クハ雇主等指令ヲナス者ハ罰ヲ其指令者ニ科ス
- 第二条 前条ノ再犯ハ五ヶ月以内三犯以上ハ六ヶ月以内ノ懲戒ニ処ス
- 第三条 犯則ノ者責付中逃走シ又ハ行歩スル者ハ本科ノ外拾五円以内ノ罰金ヲ科ス
- 第四条 保管人犯則者ノ逃走及ヒ行歩スルヲ覺ラザル者ハ五円以内ノ罰金ヲ科シ 故縦スル者ハ犯人ト同科ニ処ス
- 第五条 罰金ヲ徴収ス可キ者無力ニシテ完納シ能ハザルトキハ左ノ通懲戒ニ処ス
 - 五円以下 一ヶ月
 - 拾五円以下 二ヶ月
 - 拾五円以下 三ヶ月
 - 式拾五円以下 四ヶ月
 - 式拾五円以下 五ヶ月

- 第六条 凡懲戒ニ処スルモノ年七十以上十五以下及ヒ癡篤疾ニシテ使役ニ堪ヘザル者ハ其罰金ヲ折半シテ追徴ス若シ完納シ能ハサル者ハ日数ヲ折半シテ拘留ス
- 第七条 同上ノ者祖父母父母年七十以上及ヒ癡篤疾ニシテ家ニ侍養ノ子孫ナキ者ハ親族隣佑ニ責令シ逐次罰金ヲ追徴シ金額ノ満ルヲ待テ釈放ス

●史料 28 (14) 『明治十年 県甲乙番外並和号及番外』 (奈良県立図書館 1-M10-31)・『堺県法令集3』

番外
明治九年県甲第八号売淫取締規則ヲ廢シ遊妓及ヒ席貸営業規則并罰則別冊之通相定本月廿日ヨリ施行候条此旨相達候事
明治十年十二月日 堺県

第一章

遊妓席貸営業規則

- 第一条 遊妓ト称スルハ淫ヲ売リ及ヒ歌舞音曲ヲ業トスル者ヲ云フ
- 第二条 遊妓ヲナサント欲スルモノハ父兄 父兄無之者ハ親族二名以上 連印該区戸長ノ奥書シタル願書ヲ以テ所轄警保課江願出ベシ 但其年限ハ滿三年ヨリ多カル可ラス
- 第三条 席貸ヲ営業セント欲スルモノハ其畳数ヲ記載シ該区戸長ノ奥印ヲ受ケ前同課ヘ願出ベシ
- 第四条 遊妓并席貸業トモ和泉国ハ堺四ツ橋内乳守貝塚河内国ハ枚方大和国ハ奈良元林院町木辻町郡山岡町洞泉寺町総テ八ヶ所ノ外ハ之ヲ許サス
- 第五条 遊妓ハ梅毒検査所ニ於テ梅毒検査規則ニ從ヒ検査ヲ受クベシ
- 第六条 遊妓并席貸業ノ者ハ雑税掛ニテ鑑札ヲ付与スヘシ
- 第七条 遊妓滿十二年以下ノ者ハ鑑札ヲ付与セズ
- 第八条 遊妓并席貸業ノ者人ニ鑑札ヲ貸渡スコトヲ許サス
- 第九条 無鑑札ニテ遊妓ノ業ヲ営ミ及其犯者ニ席貸スルヲ許サス
- 第十条 遊妓有毒ニシテ鑑札取揚ケ療養中売淫ヲナシ及其遊妓ニ席貸スルヲ許サス
- 第十一条 遊妓并席貸業トモ諸願伺届等ハ總テ正副ニ通差出スヘシ

第十二条 遊妓并席貸業ノ者転籍死亡等ノ節ハ五日以内ニ届出ヘシ

第十三条 遊妓ノ外婦女ニシテ席貸業ノ客席ニ於テ歌舞音曲ヲナスヲ許ルサス

第十四条 八ヶ所共席貸業ノ者ヲ人撰シテ取締役トナシ一ヶ所ニ三人乃至五人ヲ置ク

第十五条 取締役ハ廊中内一切ノ庶務ヲ担当シ諸願伺届等総テ奥印スヘシ

第十六条 取締役ハ管内ニ於テ密売淫ヲナス者アルヲ見聞スルトキハ直ニ其筋エ届出ヘシ

第十七条 遊妓并席貸業トモ不良ノ徒潜伏スル乎又ハ金錢ノ遣ヒ方等不審ノ者ハ逃走セサル様注意シ直チニ警察本分署又ハ巡查ヘ密カニ報告スヘシ時宜ニヨリ多少ノ賞金ヲ与フヘシ

第二章

罰則

第一条 遊妓并席貸業ノ者等営業規則中ニ掲載セル禁条ヲ犯ス者ハ三十拾円以内ノ罰金ヲ科ス再犯ハ五ヶ月以内三犯以上ハ六ヶ月以内ノ懲戒ニ処ス

但、父母等指令ヲナストキハ罰ヲ其指令者ニ科ス

且第十条ノ禁ヲ犯ス者ハ本条ニ照シ罰金ヲ科スルノ外各其業ヲ停ム

第二条 罰金ヲ徴収ス可キ者無力ニシテ完納シ能ハサルトキハ左ノ通懲戒ニ処ス

五円以下 一ヶ月

拾円以下 二ヶ月

拾五円以下 三ヶ月

貳拾円以下 四ヶ月

貳拾五円以下 五ヶ月

三十拾円以下 六ヶ月

第三条 凡懲戒ニ処スルモノ年七十以上拾五以下及ヒ廢篤疾ニシテ使役ニ堪ヘサル者ハ其罰金ヲ折半シテ追徴ス若シ完納シ能ハサル者ハ日数ヲ折半シテ拘留ス

第四条 同上ノ者祖父母父母年七十以上及廢篤疾ニシテ家ニ侍養ノ子孫ナキ者ハ親族隣佑ニ責令シ逐次罰金ヲ追徴シ金額ノ満ルヲ待テ釈放ス

●史料 29 (15) 『奈良県報』 (奈良県立図書館 318: 265: 3)

奈良県令第五十号

明治二十五年六月奈良県令第四十二号貸座敷娼妓営業取締規則第二条左ノ通改

正ス

但、従前許可ヲ得タル元林院貸座敷営業者ハ明治三十年二月二十八日マテ現在ノ場所ニ於テ営業スルコトヲ得

第二条 貸座敷営業ハ左ノ区域内ニ限ル

添上郡奈良町 大字東木辻

大字瓦堂

添下郡郡山町 大字洞泉寺

大字東岡

明治二十八年八月三十一日

奈良県知事 古沢 滋

●史料 30 (17) 『奈良県公文録』 (1-25-11) (奈良県立図書館所蔵)

●奈良県令第三十八号

芸妓取締規則左ノ通相定ム

明治二十五年五月三十一日

奈良県知事 小牧昌業

芸妓営業取締規則

第一条 芸妓営業ヲ為サントスル者ハ最近親戚ノ連署シタル書面ニ戸籍写ヲ添ヘ所轄警察署又ハ警察分署ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 廢業セントスル者ハ免許鑑札ヲ添ヘ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ヘシ

第三条 免許鑑札ヲ遺失毀損シ又ハ転居其他ノ事故ニ依リ鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ詳記シ速ニ鑑札ノ下付又ハ書換ヲ願出ヘシ

第四条 芸妓ハ所轄警察署又ハ警察分署ノ認可ヲ得タル土地ニアラサレハ住居スルコトヲ得ス

●史料 31 「人別送り一札」 (今西家文書 81-24) (奈良県立図書館)

① 覚

一藤七娘りつ奉公年季内所人別送巻通

右通、慥ニ請取置候也
嘉永六丑年

京二条新地

年寄 長兵衛 ㊦

大和下三橋村

源右衛門殿

②

尤りつ二付年季中いか様之儀出来候とも、其村方之へ厄介掛申間敷候

③（表書）

「つね京都へ遊女奉公ニ参り候

人別送り一札 下三橋村

卯四月戻り」

人別送り一札

一当村百姓藤七娘りつと申廿一歳ニ相成候もの、其御町内大黒屋喜太郎殿方遊女奉公ニ差出し度段申出候、依之年中人別差送り申候、年明候ハ、御差戻し被下候、尤此ものニ付故障掛り合無之候、為念人別送り一札、仍而如件

大和添上郡下三橋村

親

藤七 ㊦

庄屋

源右衛門 ㊦

嘉永六丑年五月

京二条新地新先斗町

年寄 長兵衛殿